

犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領の制定について（例規通達）

この度、犯罪行為の現場となった犯罪被害者等の自宅に対し、業者による専門的な清掃が必要な場合における清掃費用を公費負担することとしたことから、別添のとおり「犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領」を制定し、平成29年4月24日から実施するので、適正な運用に努められたい。

別添

犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領

1 目的

この要領は、犯罪行為の現場となった犯罪被害者又はその遺族（以下「被害者等」をいう。）の自宅（生活の本拠地と認められる場所をいい、持家、借家の別を問わない。以下同じ。）に対する清掃費用を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 対象犯罪

公費支出の対象は、次に掲げる罪種の犯罪又は次に掲げる罪種の犯罪と同様に取り扱う必要があると警察署長が認める犯罪により、被害者等の自宅が汚損され、業者による専門的な清掃が必要と認められる犯罪とする（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条）
- (2) 強盗致死罪（刑法第240条）
- (3) 強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条（改正法による改正前の強盗強姦致死罪及び強盗・強制性交等致死罪を含む。））
- (4) 不同意わいせつ致死罪及び監護者わいせつ致死罪（刑法第181条第1項（改正法による改正前の強制わいせつ致死罪及び準強制わいせつ致死罪を含む。））
- (5) 不同意性交等致死罪及び監護者性交等致死罪（刑法第181条第2項（改正法による改正前の強姦致死罪、集団強姦致死罪、強制性交等致死罪及び準強制性交等致死罪を含む。））
- (6) 逮捕等致死罪及び監禁致死罪（刑法第221条）
- (7) 傷害致死罪（刑法第205条）

3 対象経費

対象経費は、被害者等の自宅の清掃（血痕、吐しゃ物、排せつ物、異臭等の除去等）に要する経費のみとし、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する経費は含まないものとする。

4 適用除外事由

対象犯罪であっても、次のいずれかに該当する場合は支出しないものとする。

- (1) 被害者等が公費による支出を希望しない場合。
- (2) その他支出することが社会通念上妥当でないと認められる場合。

5 支出手続

- (1) 警察署長は、前記2の対象犯罪を認知した場合、別記様式「犯罪被害現場の

ハウスクリーニング公費負担申請書」により、警務部警察相談課長（以下「警察相談課長」という。）に報告を行うものとする。

- (2) 警察相談課長は、上記(1)の報告を受けた場合、警察本部事件主管課長及び刑事部鑑識課長とハウスクリーニング実施の要否、時期等について協議するものとする。
- (3) ハウスクリーニングの実施に伴う支出事務手続は、警務部警察相談課において行うものとする。

6 運用上の留意事項

- (1) 警察署長は、ハウスクリーニングの手続きを被害者等に教示する際には、必ずしも公費負担されるとは限らず、また、清掃内容が希望に添えない場合があることを説明し、理解を得ておくこと。
- (2) 本要領に関して疑義が生じた場合は、警察相談課長と協議すること。

(別記様式省略)